

## 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 議事要旨

1. 審議開始日：令和2年6月23日（火）
2. 議決日：令和2年7月31日（金）
3. 方法：持ち回り審議による（食品衛生分科会規定第9条の規定に基づき、持ち回り審議により開催することについて全委員事前に了承を得た上で実施）
4. 議事要旨

### 議題（1）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

#### ○利益相反

審議品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受取について、事前に各委員に確認を行ったところ、審議又は議決不参加に該当する委員なし。

#### ○農薬アゾキシストロビン

##### 1) いただいた御意見と回答

委員名	いただいた御意見	回答
大山委員	<ol style="list-style-type: none"><li>1. p11、パイアのセルに不要なラインが挿入されています。</li><li>2. p15、最下段「pmm」を「ppm」に修正願います。</li><li>3. 別紙 1-1、稲（玄米）「6%粒剤＋0.6%粒剤」試験区は、農薬抄録では「6%粒剤＋0.6%粉剤」となっています。再度、ご確認をお願いします。</li><li>4. 別紙 1-1、ズッキーニ及びすいかの剤型「20.0%フロアブル」が斜体表記ですが、正しいかご確認をお願いします。</li><li>5. 別紙 4-2、○の脚注について、別紙 4-1 と異なっていますが、同じでなくて良いかご確認をお願いします。</li></ol>	ご指摘のとおり、修正します。

宮井委員	12頁④の表：適用の「Phoma costaricensis」は学名なので斜体表記にしてください。	ご指摘のとおり、修正します。
吉成委員	p. 1、IUPAC名 Methyl のあとに半角スペースが必要です。	ご指摘のとおり、修正します。

## 2) 審議結果

了承する：14名、了承しない：0名

よって、本報告案をもって当部会の報告として了承する。

### ○農薬シフルフェナミド

#### 1) いただいた御意見と回答

委員名	いただいた御意見	回答
大山委員	<p>1. p6 2行目、「…濃度対する比率 (%)」を「…濃度に対する比率 (%)」としてください。</p> <p>2. 別紙 1-1～1-3、残留濃度に単位の記載をお願いします。</p> <p>3. 別紙 1-1、すいか及びメロン試験では、使用量・使用方法に斜体表記の試験区がありますが、残留濃度に(#)の表示がありません。正しいか、ご確認をお願いします。</p>	<p>1. ご指摘のとおり、修正します。</p> <p>2. ご指摘のとおり、単位 mg/kg を記載します。</p> <p>3. ご指摘の試験は、3.4%水和剤を用いて 10%水和剤の使用濃度に調整し、実施されています。そのため、「(#)」はつけておりません。</p> <p>&lt;登録情報&gt; 10%水和剤 4000倍 (25 ppm)、3.4%水和剤 2000倍 (17 ppm)</p> <p>&lt;試験条件&gt; 3.4%水和剤 1360倍 (25 ppm)</p>

## 2) 審議結果

了承する：14名、了承しない：0名

よって、本報告案をもって当部会の報告として了承する。

○農薬ビキサフェン

1) いただいた御意見と回答

委員名	いただいた御意見	回答
大山委員	p3 ②表の注 5)、「うどんご病」は「うどんこ病」でしょうか。ご確認をお願いします。	ご指摘のとおり、「うどんこ病」に修正します。
折戸委員	表 2 の肝臓・4.5ppm 投与群の箇所です。(最大)と(平均)の合計が、ビキサフェン、代謝物 M21 のそれぞれ足したものより少ない値となっています。ご確認のほど、よろしく願いいたします。	表 2 の肝臓・4.5 ppm 投与群の値について確認し、以下のとおりに修正します。また、表 2 の他の値も確認し、誤りがないことを確認しました。なお、表 3-2 の推定残留濃度の値に変更はありません。 ・代謝物 M21 : 0.05 (最大) を 0.03 (最大)、0.043 (平均) を 0.020 (平均) に修正 ・合計 : 0.03 (最大) を 0.04 (最大) に修正

2) 審議結果

了承する : 14 名、了承しない : 0 名

よって、本報告案をもって当部会の報告として了承する。

○農薬ピリフルキナゾン

1) いただいた御意見と回答

委員名	いただいた御意見	回答
大山委員	1. p7 (4) 暴露評価 ①長期暴露評価、②短期暴露評価での記載と同様に、暴露評価対象物がピリフルキナゾン及び代謝物 B である事を明記してはいかがでしょうか。 2. 別紙 1、みかん(果実全体)及びもも(果実)は、各果肉、果皮残留量および各重量割合からの算出値かと思われませんが、その旨、脚注での説明をお願いします。 3. ピリフルキナゾンの暴露評価対象物質について、今回、食品安全委員会とは異なる案となっていますが、植物体内運命試験で 10%TRR を超えて認められる代謝物は、当部会での暴露評価の対象となる目安と考えて良いですか。	1. ①長期暴露評価にも「なお、暴露評価対象がピリフルキナゾン及び代謝物Bであることから、代謝物Bも含めて暴露評価を実施した。」を追記します。 2. みかん(果実全体)及びもも(果実)の各化合物の残留濃度の合計欄及び各化合物の残留濃度に「注3)」を付し、脚注に「注3) 果肉及び果皮の重量比から計算した。」を追記します。 3. 植物体内運命試験で10%TRRを超えて認められる代謝物は、目安の一つであると考えており、他に毒性や作物残留等を含め総合的に判断されるものと考えています。

2) 審議結果

了承する：14名、了承しない：0名

よって、本報告案をもって当部会の報告として了承する。

○農薬ピリプロキシフェン

1) いただいた御意見と回答

委員名	いただいた御意見	回答
折戸委員	4 ページ：表「③ 10%ピリプロキシフェン乳剤（ブラジル）」の縦線の一部が太くなっています。 7 ページ：定量限界の「腎臓」の値の位置を「肝臓及び乳」の値とそろえた方が良いです。	ご指摘のとおり、修正します。

2) 審議結果

了承する：14名、了承しない：0名

よって、本報告案をもって当部会の報告として了承する。

○部会で議決された事項の食品衛生分科会における取扱い案

令和2年1月31日に了承された「食品衛生分科会における確認事項」に基づく、今般の部会で審議を行った農薬5剤の分科会での取扱い案（下記）について、本部会として食品衛生分科会長の承認を得ることとなった。

- ・農薬アゾキシストロビン、農薬シフルフェナミド、農薬ビキサフェン及び農薬ピリプロキシフェン：区分3（報告）
- ・農薬ピリフルキナゾン：区分4（文書による報告）

議題（2）その他

○平成29年度及び平成30年度食品中の残留農薬等検査結果について

委員からの御意見無し

以上